

鹿義教第472号
令和3年9月28日

各市町村教育委員会
指導事務主管課長 殿
ICT環境整備担当課長 殿

鹿児島県教育庁
義務教育課長

GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用及び適切な運用等について（通知）

本年4月より、「児童生徒の1人1台端末」及び「高速大容量の校内通信ネットワーク環境」の下で新しい学びが本格的にスタートしておりますが、各市町村教育委員会におかれましては、初めての取組も多くある中、様々な工夫を凝らしながら端末の積極的かつ効果的な利活用の促進に取り組んでいただき、感謝申し上げます。県教委としても、GIGAスクールを基盤とした「令和の日本型学校教育」を一早く根付かせ、児童生徒の学びの変容へとつなげていけるよう支援してまいりますので、引き続きICT端末を効果的に活用した学びの積極的な推進に御尽力いただくようお願いします。

さて、GIGAスクール構想のポイントは、ICTを効果的に活用した学習が教育現場で積極的に実践されることにありますが、その前提には、児童生徒の安全・安心なICT環境が確実に確保されていることがあります。また、その根幹には、教育行政や学校関係者、児童生徒一人一人の情報モラルや情報セキュリティへの正しい理解と態度が求められます。

先般、県外において、学校に配布されたICT端末のチャット機能を使っていじめが行われるという痛ましい事案がありました。その背景には、児童全員が同じパスワードを使用していたことなどもあったとされています。

各市町村教育委員会及び学校におかれましては、日頃から、情報モラル教育や情報セキュリティ対策等についても適切に対応いただいているところではありますが、今後、ICTの利活用を更に促進していくに当たっては、これらの取組の一層の徹底が求められ、特に、情報セキュリティについては、継続的な確認や対応が必要です。

つきましては、各市町村教育委員会におかれましては、GIGAスクール構想本格運用時チェックリスト（令和3年3月12日付け文部科学省通知「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について」添付資料）をはじめ、今回送付する資料も参考に、今一度、取組の徹底が図られるよう御対応をよろしくお願いします。その際、特に、下記の事項に留意いただくようお願いします。

なお、今回の事案を受けて、学校教育におけるICT端末の利活用を懸念する声も聞かれますが、各市町村教育委員会及び学校においては、情報モラル教育や情報セキュリティ対策を適切に実施するとともに、そのことを十分に保護者や地域住民等に説明する等した上で、引き続き、ICT端末の積極的かつ効果的な利活用の促進が図られるようお願いします。

1. いじめ防止対策等を含む情報モラル教育の徹底について

- 令和3年9月21日付け事務連絡「いじめ防止対策推進法等に基づくいじめに関する対応について（文部科学省）」や「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改訂・文部科学省）、いじめ対策必携（令和3年3月改訂鹿児島県教委）なども参考に、各学校において道徳教育や特別活動等を中心とした全ての教育活動を通じたいじめの防止等に向けた取組を確実に行うとともに、その充実を図ること。

その際、いじめはインターネットを通して行われるものも含まれることや、その態様の例としてパソコン、スマートフォン等で誹謗中傷や嫌なことをされること等が挙げられていることについても、児童生徒に確実に理解させること。

- 情報モラル教育については、ICTの利活用という側面からだけでなく、生徒指導や道徳教育の側面からも併せて充実していくべきものであり、「教育の情報化に関する手引―追補版―」（令和2年6月文部科学省）等も参考に、各教育委員会や学校において計画的かつ継続的な指導を行うこと。その際、特に以下の点に留意すること。

- ・ 情報モラルはその大半が日常モラルであり、それに情報技術の基本的な特性が加わったものであることから、情報端末の使用の有無にかかわらず、まずは日常モラルを育てるという視点が重要であること。その上で、「端末の仕組みを理解させる」「日常モラルと端末の仕組みをあわせて考えさせる」ことが求められること。
- ・ 情報モラルに関する指導を教育課程に位置づけ、計画的に行うとともに、保護者や地域と連携して取り組むこと。なお、情報モラル教育の計画策定等を含む情報モラル教育の充実にあたっては、県総合教育センターのHP等も参考になることから、適宜参照いただきたいこと。

※県総合教育センターHP「情報モラルの指導」

<http://www.edu.pref.kagoshima.jp/curriculum/jyouhoukyou/moral/top.html>

- 貸与された端末は自分の学習や課題を解決するために使用するものである等、児童生徒に端末使用の目的を十分認識させるよう指導すること。また、端末活用のルール等については、児童生徒のみならず保護者や地域住民等にも周知し、児童生徒の適切な利活用についての理解を求めること。

2. ICT端末の設定等情報セキュリティ対策の徹底について

- アカウントやパスワードについて、改めて、適切な設定がされているかを児童生徒に確認させたり、適切な管理について、児童生徒に指導したりすること。

- 各自治体の個人情報保護条例等に基づき、保護者の事前了解を得るなど、学校に配布された端末の利用状況については、教職員等が定期的に利用履歴の確認をしたり、必要が生じた場合には、教育委員会関係者も利用履歴を確認できるようにしたりするなど、把握するための適切な措置を講じること。

- 端末やOS，フィルタリング等の適切な設定により，児童生徒にとって安心・安全な端末の利用環境を構築すること。その際，ICT支援員やGIGAスクールサポーター，端末やアプリの導入業者等の外部専門家等との連携や，市町村教育委員会・学校間との連携も重要であること。

なお，県域教育用アカウントで使用可能な機能の初期設定等については別添「県域教育用アカウント (@kago.ed.jp) に係るアプリ等の運用についての確認事項」のとおりであるので，運用時の参考として確認されたい。

- フィルタリングの設定等に当たっては，児童生徒の発達の状況等を踏まえつつ，例えば，以下のような設定等とすることも考えられること。

ただし，必要以上に端末の制限等をかけることで，ICTの効果的な活用に支障がでないよう配慮すること。

- ・ 学校で配布した端末については，児童生徒が無断でアプリケーションをダウンロードできないようにするとともに，学習に関係のない不適切なサイトにアクセスできないようにすること。
- ・ チャット機能（アプリに付属した，チャットに類似する機能も含む）などについては，例えば，児童生徒だけではチャットルームを作ることができないようにしたり，教職員等が内容を確認できるようにしたりすること。

【連絡先】

企画生徒指導係 中村・白土師

電話：099-286-5298

FAX：099-286-5669

E-mail：kikakuseito@pref.kagoshima.lg.jp

【添付資料】

1. 全般事項等

- (1) 文部科学省通知「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について」(令和3年3月12日付け2文科初第1962号)
→ (別添1) GIGAスクール構想 本格運用時チェックリスト, (別添2) ICT活用に当たっての児童生徒の目の健康などに関する配慮事項, (別添3) 1人1台端末の利用に当たり, 保護者等の中で事前に確認・共有しておくことが望ましい主なポイントについてもよく確認すること。
- (2) 「校内の教職員間で確認しておきたいチェックリスト」, 「教育委員会で確認しておきたいチェックリスト」(提供: 中村学園大学教育学部 山本朋弘教授*)
※ 現・中村学園大学教育学部(福岡県), 前鹿児島大学大学院教育学研究科
令和2年度「かごしま『教育の情報化』推進連絡協議会」委員
- (3) 「教育の情報化に関する手引—追補版—(令和2年6月)」
→ 特に, 「情報モラル教育」に係る箇所は指導に当たっての参考になることから十分に確認すること。

「教育の情報化に関する手引—追補版—」(p35~p52)

第2章 情報活用能力の育成

第4節 学校における情報モラル教育

1. 情報モラル教育の必要性

- (1) 情報モラル教育の基本的な考え方
- (2) 情報社会の特性と児童生徒の利用の実態
- (3) 発達段階に応じた体系的な情報モラル教育の推進
※ 情報モラル指導モデルカリキュラム表

2. 情報モラル教育の進め方 **※特に重要**

- (1) 問題の本質
- (2) 情報モラルの各教科等における指導例
※ 情報化社会の新たな問題を考えるための教材

3. 情報モラル教育に当たり教師が持つべき知識

- (1) インターネット上で起きていることに関する知識
- (2) 法令の知識
- (3) 問題の対処に関する知識

4. 情報モラル教育における家庭・地域との連携

- (1) 教育委員会や学校の役割
- (2) 学校と家庭における理解の共有
- (3) 学校・家庭・地域による最新情報の共有

5. 特別支援教育における情報モラル教育

2. 情報モラル教育関係

- (1) 県指導主事等会議資料「情報モラル等の指導の充実について」
 - それぞれの資料にアクセスできる二次元コードも付しているのので、児童生徒への指導や保護者への啓発、職員研修等に適宜活用すること。
- (2) 文部科学省委託「小・中・高等学校を通じた情報教育強化事業（情報モラル教育推進事業）」資料「情報化社会の新たな問題を考えるための教材 ～安全なインターネットの使い方を考える～」
 - 指導資料や動画コンテンツもあるため、適宜活用すること。
 - 特に、SNSへの書き込み等について指導する際には、教材9、10、20が、パスワードについて指導する際には教材11が、端末の利活用について指導する際には教材19が参考になることから、適宜活用すること。

3. 情報セキュリティ関係

- (1) 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和3年5月改訂 文部科学省）
 - 端末のセキュリティ対策やID及びパスワードの管理等に関する指導に当たっては、「1.12 1人1台端末におけるセキュリティ」などが参考になることから適宜参照すること。
- (2) 「県域教育用アカウント(@kago.ed.jp)」に係るアプリ等の運用についての確認事項